

日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業とは・・・福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理等の援助を行ない、自立生活をお手伝いするサービスです。



利用できる方は・・・

①判断能力が不十分な方

- 例 認知症高齢者
知的障がい者
精神障がい者



申請の方法は・・・

十和田市社会福祉協議会へまずは、ご相談ください。

その後、専門員である職員が訪問し、利用契約を結びます。



費用は・・・

①相談は無料ですが、サービスを受ける場合は利用料が発生します。

②1回の支援につき1,500円。貸金庫利用料（本人の希望）月500円となります。

※生活保護受給者は、利用料の負担はありません。



サービスの特徴は・・・

①福祉サービス利用援助

福祉サービスに関する情報提供や利用手続き等をお手伝いします。

②日常的な金銭管理サービス

年金や手当での請求続きや公共料金の支払い等、日常のお金の出し入れをお手伝いします。

③書類預かりサービス

預貯金通帳、証書類等、大切な書類を銀行の貸金庫等を利用して保管します。

④契約行為の同席、届出サービス

住宅改修、住居家屋の賃貸、日常生活上の消費契約及び住民票等の行政手続きに関するお手伝いをします。

詳細についてはお気軽にお問合せください！

社会福祉
法人 十和田市社会福祉協議会 地域福祉係
住所：青森県十和田市稲生町18-33 市民交流プラザ内
電話：0176-23-2992 FAX：0176-23-3227